

東京圏 埼玉 千葉 東京 神奈川 在住者が 新潟市で テレワークすると



10^{万円}
交付

(1世帯あたり)

1. 交付申請

① 体験居住前に関する要件

- 新潟市で体験居住する直前に、連続して1年以上、東京圏に在住していたこと。



② 新潟市に関する要件

- 令和2年7月1日から令和3年3月31日の間に新潟市で体験居住を開始したこと。など

③ 仕事に関する要件

- 事業所から1か月以上の在宅勤務（新潟市に事業所が無い場合に限る。）の命令を受け、在宅勤務地が新潟市であること。
- 週20時間以上の無期雇用契約で、体験居住開始時において連続して1年以上就業し、雇用保険被保険者であること。



①～③の要件を全て満たした場合に、特別支援金（体験居住）交付申請書を**令和3年3月31日**（体験居住を開始してから6か月以内）までに新潟市に提出 → 交付決定通知書を交付

2. 実績報告

- 交付決定後1か月を経過した日から6か月以内に、「特別支援金（体験居住）実績報告書」及び「連続して1か月以上、新潟市で在宅勤務を行ったことを証明する資料の写し」を新潟市に提出する。
→ 特別支援金（体験居住）確定通知書・支援金を交付

<支援額> 1世帯あたり10万円

【交付申請受付期限】

令和3年3月31日(水)まで

※新潟市で体験居住を開始してから6か月以内。

事業の詳細・申請様式のダウンロードはこちらから



ご注意

新潟市移住支援金交付要綱第11条に基づく移住支援金及び新潟市移住促進特別支援金（就業・起業）交付要綱第9条に基づく特別支援金（就業・起業）の交付を受けた者は、特別支援金（体験居住）の交付を受けることができません。